

達 示 第 7 号

令和 5 年 1 1 月 6 日

広島拘置所長

「未決拘禁者生活心得を制定することについて」及び「受刑者生活心得を制定することについて」の達示の一部改正について

令和 5 年 1 0 月 3 1 日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官事務連絡「刑事施設の被収容者に係るマイナンバーカード申請・更新への対応について」に基づき、令和 5 年 8 月 2 2 日付け達示第 3 号「未決拘禁者生活心得を制定することについて」及び平成 2 8 年 3 月 2 8 日付け達示第 1 2 号「受刑者生活心得を制定することについて」の一部を下記のとおり改正し、本年 1 2 月 1 日から施行する。

記

マイナンバーカード

マイナンバーカードの申請・更新を希望する者は、必要に応じて、以下のとおり対応することから、申し出ること。

- (1) 顔写真を撮影し、交付すること。
- (2) カードの申請・交付のための本人確認書類として、顔写真を証明した書類である「顔写真証明書」を作成し、交付すること。
- (3) 家族等が代理で受け取る際に必要な書類（在所証明書等）を発行すること。家族等が代理で受け取ることができない場合は、職員に相談すること。

なお、住民票が削除されている場合には、施設所在地を住所として住民票への記録を行い、マイナンバーカードを申請することが可能である。この場合、交付されたカードの券面には施設所在地が住所として記載され、また、住民票や戸籍の附票の住所にも記載されることをあらかじめ承知しておくこと。